

第2章 計画の理念と目標

1. 基本理念

本計画の基本理念は、国の策定指針を踏まえて、次の通りとします。

違いを認めて、互いに尊重し合い、
誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現

国の策定指針によると、地域福祉推進の理念として、以下の点に留意することの重要性があげられています。

①住民参加の必要性

個人の尊厳が尊重され、すべての住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるためには、生活課題をもつ人自身が、権利の主体として課題の解決を求めるだけでなく、地域住民もそれを当然のこととして支持し、「共通の生活課題として、一緒になって解決をめざすことが地域社会のすべての人にとって望ましいこと」という共通認識をもたなければ達成できません。地域福祉計画では、地域住民の主体的参加による策定過程が、地域福祉推進の実践そのものといえます。

②共に生きる社会づくり

地域福祉においては、違いや多様性を認め合う住民相互の連帯とそのための仕組みが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害のある人々、ホームレスの状態にある人々等を排除するのではなく、さまざまな生活課題をもつ人々と「共に生きる社会づくり」の視点をもつことが重要です。

さらに、さまざまな権利侵害に対して、全体として権利を擁護する地域住民の活動と仕組みが必要です。

③男女共同参画

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を負う」ことは21世紀を活力ある社会にするための国の最重要課題と位置づけられています。そのために暮らしの基盤である地域社会の生活課題に男女が共に目を向け、その解決のための方針決定や活動に参画することが期待されます。

④福祉文化の創造

住民が地域社会における生活課題やそれに対応するサービスの現状、住民が果たすべき役割などを、自分自身の問題として認識し、主体的で能動的にかかわることが重要です。こうした地域住民の生活に根ざした活動の積み重ねが、それぞれの地域に、個性ある「福祉文化」を創造することにつながります。日常のさまざまな福祉活動を推進し、福祉の質の向上を住民が主体的に築きあげることが文化活動であり、福祉文化をつくりあげていくことになります。

2. 基本目標

地域社会における生活課題の解決には、住民自身がサービスのあり方に主体的にかかわり、自らサービスの担い手としても参画することが重要であり、「住民」と「行政」が対等の立場で協力しながら、それぞれの役割を担って、これからの新しい地域福祉を確立することが必要です。

地域社会に福祉文化を浸透し、地域福祉を実現するために、本計画では、以下のとおり 3 つの基本目標を設定しました。

